

① 受入期間の延長(改正告示附則第1の2)

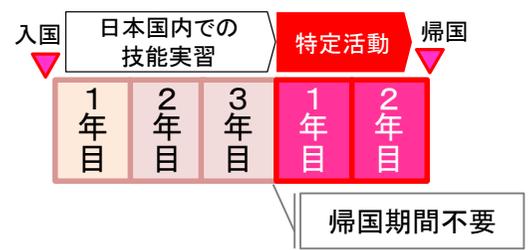
○ 認定を受けた適正監理計画に基づき2020年度末までに就労を開始した外国人建設就労者については、最長で2022年度末まで建設特定活動に従事することができるようにするもの。



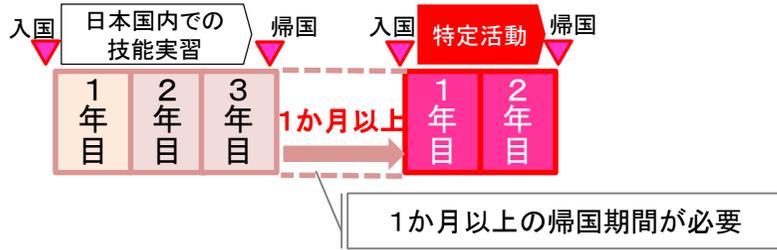
② 第2号技能実習の修了後特定活動の開始前に1ヶ月以上の帰国期間を設ける(改正告示第5の2(4))

- 改正前告示においては、第2号技能実習を修了した後、帰国期間を経ずに技能実習に継続する形で特定活動に移行することを認めていたところであるが、改正告示の施行日(平成29年11月1日)以降は、原則、第2号技能実習の修了後特定活動を開始するまでの間に1か月以上の帰国期間を経なければならないこととするもの。
- ※ 改正告示の施行日より前に適正監理計画の申請がなされ、平成30年3月31日までに特定活動に従事する者については、1か月の帰国期間を不要とする取扱いとする(改正告示附則第2)。
- ※ 第3号技能実習を修了して特定活動に従事する者については、1年以上(第2号技能実習を修了して第3号技能実習に従事するまでに1年以上の帰国期間を経ている場合においては1か月以上)の帰国期間が必要とする取扱いとする(改正告示第5の2(5))。

【現行制度】



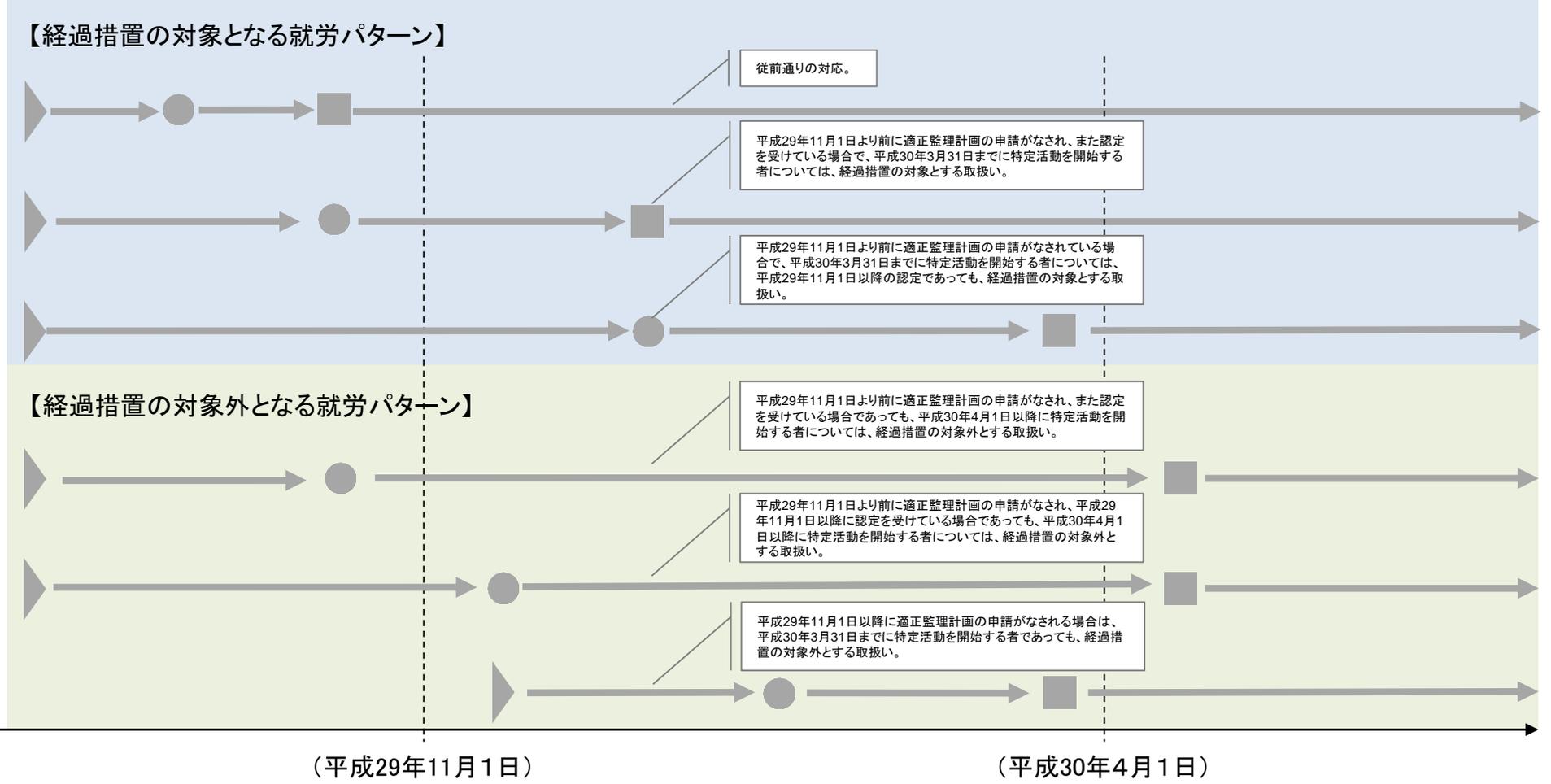
【新制度】



③第2号技能実習の修了後特定活動を継続して開始することを可能とする経過措置の設定(改正告示附則第2)

○ ②の措置に伴い、告示の施行日(11月1日)以降は第2号技能実習又は第3号技能実習の修了後特定活動を開始するまでの間に1か月以上の帰国期間を経なければならないこととなるが、施行日の時点において計画の認定を受けている又は認定申請を行っている場合で、平成30年3月31日までに特定活動を開始する者については、第2号技能実習修了後、特定活動を開始するまでに1か月以上の帰国期間を経なくても良い取扱いとする。

〔▶ 適正監理計画の申請 ● 適正監理計画の認定 ■ 就労開始〕



④ 適正監理計画の軽微な変更について届出制度の導入(改正後第5の3)

- 認定を受けた適正監理計画の軽微な変更については、変更申請・認定に代えて、届出で行えるようにするもの。

軽微な変更該当する項目

特定監理団体の所在地、代表者の氏名

第1 受入建設企業になろうとする者に関する事項等

1 受入建設企業となろうとする者に関する事項

(4)連絡先、(9)兼業の有無及び建設業以外に行っている営業の種類、(11)前年度売上高、(12)前年度経常損益、(13)前年度当期純損益、(14)外国人建設就労者の就労予定事業所の名称、(15)外国人建設就労者の就労予定事業所の所在地、(16)外国人建設就労者の就労予定事業所の連絡先(電話番号)

2 建設分野の技能実習生の受入実績

第2 建設特定活動に関する事項

2 受け入れる外国人建設就労者に関する以下の事項

(9)技能の向上を図るための方策

6 長期休暇の取得に関する事項

8 建設分野技能実習修了者との面談及び建設分野技能実習修了者からの生活、労働等に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項

(1)特定監理団体における相談体制、(2)受入建設企業における相談体制

9 建設分野技能実習修了者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

10 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

11 送出し機関に関する事項

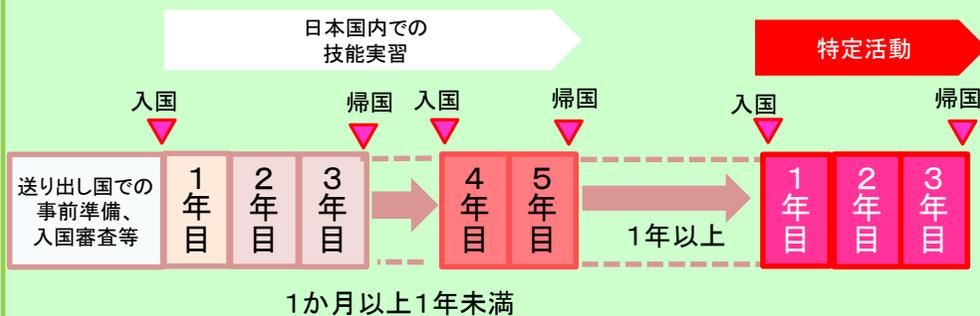
(1)機関名、(2)経営者名、(3)所在地、(4)連絡先、(5)設立年月日、(6)業種、(7)資本金、(8)売上げ(直近年度)、(9)常勤職員数、(10)主要貿易(取引)相手国、(11)管理者(責任者)氏名、役職

※ 送出し機関を変更又は追加する場合は、変更認定が必要

(参考)第3号技能実習の導入による就労パターン

- 技能実習法の施行に伴い受入れが開始される第3号技能実習を踏まえた建設特定活動の就労パターンは、原則以下のとおり。

<第2号技能実習→第3号技能実習→建設特定活動>



<第2号技能実習→建設特定活動→第3号技能実習>

